



元気な森づくり



「とちぎの元気な森」を次の世代に引き継ぐために

発行元：とちぎの元気な森づくり県民会議
事務局：宇都宮市埴田1-1-20 栃木県環境森林政策課内
連絡先：028-623-3262

H19.12

No.3

県民会議では、森づくりに対する皆さんの意見を募集しています



森づくりのためにあなたなら

何に心がけますか、何ができますか、どう進めますか。

30字以内のフレーズにまとめてください。

- 例)・暮らしや環境を守るため、元気な森づくりを進めます。(森づくりの推進)
 ・木の県の文化を見つめ直し、暮らしの中に木を生かします。(木材利用の推進)
 ・一人ひとりの力を生かし、森づくりの輪を広げます。(県民協働の森づくり)
 ・未来のぼくたちのために、手を取り合って森を守ります。

1 送付方法

- ・30字以内のフレーズにまとめ、郵便、FAX、E-mailでお送りください。
- ・応募の際は、住所・氏名・連絡先を明記くださるようお願いいたします。
- ・点数は、何点書かれても結構です。

郵便) 3208501 宇都宮市埴田1-1-20 栃木県環境森林部環境森林政策課 「森づくり憲章」担当まで
FAX) 028-623-3260

E-mail) kankyo-shinrin@pref.tochigi.jp (平成20年1月3日まで)
kankyo-shinrin@pref.tochigi.lg.jp (平成20年1月4日から)

2 募集期間 平成19年12月20日(木)～平成20年1月21日(月)まで

県議会でとちぎの元気な森づくり県民税関連の質問がありました



平成19年12月5日に開会した第292回県議会では、12月10日～12日にかけて一般質問が行われました。

その中で、4人の議員から「とちぎの元気な森づくり県民税」に関して質問がありましたので、その概要をお知らせします。

← 手前の白亜の建物が議会棟、
奥は新年1月から供用される行政棟

とちぎの元気な森づくり県民税

森林は、地球温暖化の防止にも貢献するなど、様々な働きを持っています。

こうした大切な森林を、県民全体の理解と協力の下に守り育て、元気な森を次の世代に引き継いでいくために平成20年4月1日から『とちぎの元気な森づくり県民税』を導入します。

目的

税額

個人：年額 700円 法人：均等割額の7%

青木克明議員：とちぎの元気な森づくり県民税について・・・・・・・・



質問する青木議員

(とちぎの元気な森づくり県民税の理念に基づく施策)

地球温暖化問題がマスコミに報道され、森林が二酸化炭素を吸収固定する機能に注目が集まっているこの時期、税による森林整備が地球温暖化防止に寄与すること等多くの公益的機能を強く訴えていくことと、税で行う施策について県民の疑念や林家の不公平感を解消していかなければならないと考える。

そこで、とちぎの元気な森づくり県民税の理念に基づく県民税で行う施策について、知事に伺う。



福田富一知事の答弁

本県の森林は、林業の採算性の悪化から荒廃が急速に進行しており、その整備が急務となっています。

森林は、本来有する水資源のかん養や県土の保全などの公益的な機能により、安全で安心な社会の形成に寄与する、いわゆる社会的資本であり、特に京都議定書の第1約束期間が迫る中、地球温暖化防止対策においても大きな役割を担っています。

私は、このかけがえのない森林を、社会全体で守り育て、健全な姿で次の世代に引き継ぐために、「とちぎの元気な森づくり県民税条例」を創設したところです。

この新たな税により、荒廃が進み森林所有者の自助努力だけでは整備困難な森林を緊急に間伐し、その森林の公益的機能の回復を図っていきます。また、県民に身近な里山林の整備や、ボランティア活動への支援などの「森を育む人づくり」を、市町村と緊密に連携しながら積極的に取り組んで参ります。

この整備につきましては、私的財産への投資ではないかという御意見があることも承知しておりますが、私は、安全・安心な県民生活に欠かせない社会資本への投資であると考えております。このため、整備した森林には、所有者との協定や保安林指定により、転用や伐採の制限を加えることによって、その森林の有する公益的機能を将来にわたって担保して参る考えです。

この事業は、来年度からスタートしますが、事業の内容とその成果につきましては、常に県民の皆様には評価をしていただき、検証しながら進めて参りますので、議員各位の御理解と御協力をお願いします。



答弁する福田知事



県議会本会議場



山形修司議員：とちぎの元気な森づくり県民税について・・・・・・・・



質問する山形議員

(里山林整備と県民と協働の森づくり推進)

今回の税導入により、県は市町村と協働で「森を育む人づくり」にも取り組むとしておりますが、市町村が取り組む「明るく安全な里山林の整備」と、どのように関連づけ、県民と協働の森づくりをどのように推進しようと考えているのか、知事に伺う。



福田富一知事の答弁

私は、とちぎの原風景とも言える豊かな里山林を、是非とも将来に残したい大切な財産と考えており、今回の「とちぎの元気な森づくり県民税」によりまして、県民参加の下で、次代を担う子どもたちのために元気な森を育て参りたいと考えております。



答弁する福田知事

常に地域社会と密接な関わりを持つ里山林の整備においては、住民のニーズに応じた整備や一定期間の適正な維持管理を、市町村が主体的に行っていただけるよう事業の交付金を図ったところであります。おかげさまで、これまで、全ての市町村から里山林整備に多くの要望をいただいております。

私は、里山林など森林整備によって生み出される効果を将来にわたって永続的に発揮させていくには、何より森づくりを支える人材の育成が不可欠と考えており、そのため他県にも例のない「森を育む人づくり」を税で行うの主要な柱に据えたところであります。

「森を育む人づくり」は、森づくりに関する各種体験講座や森林環境教育などを推進し、森づくりに参加する人材を育成するとともに、広く県外の方々にも本県の森づくりに協力いただきながら、豊かな森を愛する心を育て参りたいと考えております。

これらの取組を通して、森から恩恵を受ける全て人たちが一丸となって、かけがえのない里山林を守り育て、将来に引き継いでいけるよう力を尽くして参る考えであります。



菅谷文利議員：とちぎの元気な森づくり県民税について・・・・・・・・

(税の理解促進のための取組み)



質問する菅谷議員

税条例可決後、県は、県民の理解促進にどのように取り組んできたのか、また、条例施行までいよいよ残り4か月だが、県民への理解促進にどのように取り組んでいくのか。



答弁する小林部長



小林恒夫環境森林部長の答弁

とちぎの元気な森づくり県民税については、県民の皆様の御理解をいただくことが何よりも重要であります。このため、県におきましては、税条例公布直後から、テレビ、ラジオ、新聞等の広報活動を行ったほか、県民の方々に、実際に森林の現状を見ていただいた上で、税の必要性について説明するイベントを開催するなど、理解の促進に努めて参りました。

また、市町におきましては、広報紙への掲載やパンフレットの全戸配布などに御協力ををいただいております。

さらに、去る10月には、多くの県民の参加を得て「とちぎの元気な森づくり県民会議」が設立され、県民運動の取組がスタートしたところであります。

最近は、「森林が荒れていることをはじめて知った。県民税で森が再生できるならとても良いことだ。」などの意見が寄せられるようになり、県民の理解の広がりを実感しているところであります。

今後は、市町や「とちぎの元気な森づくり県民会議」と連携を図りながら、県民だよりへの掲載や新聞紙上でのフォーラムの開催など、引き続き積極的に広報活動を行い、更なる県民の理解促進に努めて参ります。



星一男議員：とちぎの元気な森づくり県民税について・・・・・・・・



質問する星議員

(景観対策としての税事業)

観光地の周辺や観光地へのアクセス区間の景観対策として、また、アクセス道路の土砂崩れ防止対策としても、とちぎの元気な森づくり県民税による森林整備を積極的に行う必要があると思うが県の考えを伺う。



小林恒夫環境森林部長の答弁

森林は県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止など、私たち県民一人ひとりに等しく恵みをもたらす公益的機能を有しているとともに、その地域の景観を形成しており、美しい森林の景観は、観光客等に感銘を与える観光資源となっています。

しかしながら、本県においても森林の荒廃は急速に進んでおり、景観の保全も含めた公益的機能を持続的に発揮させるための元気な森づくりは急務となっています。

この元気な森づくりを積極的に進めて行くことは、土砂崩れ防止対策はもとより、地域の景観を改善することにもつながり、例えば、現在、日光市が策定を進めている景観計画における「山並みとの調和」や「豊かな緑の保全」といった景観形成の方針の実現に寄与するものと考えております。

いずれにいたしましても、本県の森林の有する様々な公益的機能が将来に亘り持続的に発揮されますよう、とちぎの元気な森づくり県民税による森林整備を着実に実施して参ります。



答弁する小林部長



新庁舎とともに「時を漕ぐ舟」が100年先に漕ぎ出します



新庁舎行政棟の正面

7ヶ月かけて完成したもので、2007年5月に工事の進む新庁舎に運び込まれていました。未来に向かって転生していくという意味を込めて「時を漕ぐ舟」と命名され、2008年1月新庁舎の開庁とともに、未来に向かって転生（生まれ変わる）していくこととなります。

県庁新庁舎が竣工し平成20年1月4日から供用が開始されます。この新庁舎のエントランスに「時を漕ぐ舟」が置かれています。「時を漕ぐ舟」とは、県木のトチノキで作られたモニュメントのことです。材料のトチノキは、日光市細尾地内の山林に生育していたもので、樹齢300数十年、長さ10.7m、重量15トンを超える巨大なものでした。これを現代彫刻家江口週さんが指揮しながら、地元の彫刻家や林業関係者も加わり、舟に見立てて製作された作品です。2006年11月から製作を開始し、



新庁舎とともに100年先に漕ぎ出す「時を漕ぐ舟」